

入 所（園） 申 込 確 認 票

次の事項について確認のうえ、□にレ点をし、署名をお願いします。

- 2人以上の申し込みをする場合は、1児童につき1部の書類が必要です。
- 私立施設を希望される場合は、事前に見学を済ませてください。**（見学されていない場合、入所（園）申込をお断りする可能性があります。）**
- 入所希望児童のほかに0～5歳児の兄弟姉妹がおり、その児童が保育所等に入所しない場合は、その児童の保育状況について確認します。
- 出生前の児童についての申込はできません。
- 転入予定の児童・保護者で、利用開始月の前月末日までに転入されなかった場合、入所取消しとなります。
- 勤務事情等により市外保育施設を申込する場合、取扱や申請期日が異なりますので、施設所在市区町村へ問い合わせください。なお、希望する保育施設が勤務地等にあることが必要になります。また、市内施設への併願申込はできません。入所期間は単年度（入所月から3月末までの期間）限りとなりますので、次年度も利用を希望する場合は再度、申し込みが必要です。
- 育児休業から復帰する場合は、遅くとも利用開始月の末日までには職場復帰するよう、調整をお願いします。就労証明書のII.復職（予定）年月日に復帰予定日を必ず記入してもらってください。慣らし保育については、内定後、保育所等での面談時にご相談ください。
- 就労証明書で不明な点があれば、事業所に問い合わせることがあります。
- 期日の時点で必要書類に不足・不備がある場合は、選考の対象にならないことや選考に影響することがあります。
- 申込内容が事実と違うことが判明した場合は、入所を取り消すことがあります。
- 申込時から家庭の状況が変わった場合（仕事が決まった、離婚した等）、すみやかに市役所保育課まで連絡してください。申込期日以降の変更については、選考の指数が減点となる場合（仕事を辞めた等）のみ選考に反映します。
- 正式に離婚が成立し前配偶者と住所が別の場合、ひとり親として保育料等を算定します。
- 同居の祖父母などがいて、保護者の総収入額が100万円に満たない場合は、祖父母などが家計の主宰者とみなされるため、祖父母などの収入により保育料等を決定します。どなたかの扶養に入っている場合は、同居・保護者の収入に関係なく、扶養者も算定に含みます。
- 入所申込を行ったが、希望施設の内定にいたらなかった場合、保留通知を発行することができます。別途、発行依頼書に記入いただく必要がありますので、ご希望の方はお申し出ください。

（希望順位が低くても兄弟姉妹同じ施設を希望する方のみ）

連携保育施設（小規模保育園）であっても兄弟姉妹と同じ施設とみなし、入所を希望する。

（育児休業の延長を許容できる方のみ）

希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容可能である旨の意思表示が可能です。

意思表示をする。

※保育所等入所選考の際に減算となります。

以上、確認しました。

年 月 日 保護者氏名 _____

(児童名 _____)